

「投資促進証書」(IPD)について

アゼルバイジャン政府が投資促進策として設けた「投資促進証書」(Investment Promotion Document: IPD)についてご紹介します。IPD は、2016年1月18日付「投資促進に関する追加措置」に関する大統領令に基づいて発行されています。以下に IPD の概要、優遇措置、関連規定等についてまとめました。

1. 概要

IPD を取得することによって、アゼルバイジャンの租税法及び関税法が定める優遇を受けることができます。IPD は、規定の基準を満たした投資事業案を提出した個人事業主或いは法人に対し、経済省から発行されます。

2. IPD による課税・関税優遇措置

IPD は、2016年1月19日付の租税法改正及び関税法改正によって定められ、個人事業主及び法人は下記優遇措置を IPD 発行日から7年間享受することが可能になりました。

- ① 所得税の 50%減税
- ② 機械・設備の輸入に際する付加価値税の免税
- ③ 固定資産税及び地税の免税
- ④ 産業パーク内の建設・研究・開発に従事するオペレーター、監理会社、産業パーク入居法人及び個人事業主による機械・設備の関税の免税

3. 投資先産業、投資額に関する規定

投資先の産業・分野、IPD 投資事業として認定を得るための必要最低額、投資事業実施場所に関する規定は以下のとおりです。(2016年4月20日付大統領令による規定)

投資先産業・分野	IDP 投資事業としての必要最低額(百万マナト)				
	ゾーン 1	ゾーン2	ゾーン3	ゾーン4	ゾーン5
農産物の選別及び包装	-	2.0	1.0	0.4	0.2
冷凍車両による食品輸送	-	2.0	1.0	0.4	0.2
集約農業(50ha 以上)	-	-	-	0.4	0.2
集約農業(園芸作物, 茶) (面積 5ha 以上)	-	1.0	-	0.4	0.2
家畜養育(50 頭以上)	-	-	-	0.4	0.2
養殖(漁業)	-	-	-	0.4	0.2
金属・鉱石採掘及び処理	-	-	-	-	50.0

食品生産	-	2.0	1.0	0.4	0.2
飲料品生産	-	2.0	1.0	0.4	0.2
タバコ製品生産	-	2.0	1.0	0.4	0.2
繊維製品生産	5.0	2.0	1.0	0.4	0.2
衣料品生産	5.0	2.0	1.0	0.4	0.2
皮革・皮革製品・靴生産	5.0	2.0	1.0	0.4	0.2
木材・木材品生産	-	2.0	1.0	0.4	0.2
紙・段ボール生産	-	2.0	1.0	0.4	0.2
潤滑油生産	-	3.0	2.0	1.0	0.5
化学製品生産	-	3.0	2.0	1.0	0.5
医薬品生産	-	10.0	10.0	10.0	5.0
ゴム・プラスチック製品生産	-	3.0	2.0	1.0	0.5
建材生産	-	3.0	2.0	1.0	0.5
金属製品生産	5.0	5.0	3.0	2.0	1.0
金属製品(最終材)生産 (機械を除く)	5.0	3.0	2.0	1.0	0.5
コンピューター及び その他電子機器の生産	5.0	3.0	2.0	1.0	0.5
電気機器生産	5.0	3.0	2.0	1.0	0.5
機械生産	5.0	3.0	2.0	1.0	0.5
自動車生産	-	5.0	3.0	2.0	1.0
その他輸送用車両生産	5.0	5.0	3.0	2.0	1.0
家具生産	-	3.0	2.0	1.0	0.5
ジュエリー、楽器、スポーツ製品 及び医療機器生産	5.0	3.0	2.0	1.0	0.5
代替エネルギー発電	5.0	3.0	2.0	1.0	0.5
観光・娯楽地区の開発マスター プランにおける施設建設:					
1. 宿泊施設				1.0	1.0
2. 飲食店	-	-	-	0.1	0.1
3. エンターテインメント施設	-	-	-	0.5	0.5
ホステル施設 (ゾーン4・5の観光・娯楽地区 に含まれない地域のみ)	-	-	0.1	0.1	0.1
2つ星・3つ星宿泊施設 (ゾーン4・5の観光・娯楽地区 に含まれない地域のみ)	-	-	2.0	2.0	2.0

ゾーン1:バクー市(バクー周辺の町を除く)

ゾーン2:バクー周辺の町、アプシエロン県

ゾーン3:スムガイト市、ギャンジャ市

ゾーン4:ゾーン1、2、3、5に含まない県及び市

ゾーン5:ナヒチヴァン自治共和国、フズリ県、ホジャバンド県、アグダム県、テルテル県、アグジャバディ県、ナフ
タラン県、ゴランボイ県、ギョイギョル県、ガダベイ県、ダシュケサン県、カザフ県、トヴズ県、アグスタファ県、レ
リク県、ヤルディムリ県、バラケン県、グサル県

4. IPD 取得申請に関する規制

申請書と同時に経済省への提出が求められている書類は以下のとおりです。

- 上記 3.の基準を満たす投資事業案
- 上記 3.の基準で定められた最低額の 10%を既に投資したことの証明書類(申請者は投資最低額 10%の投資前にその他の基準への適格性の確認を経済省に対して行う権利が与えられています。)

- 納税者登録証明書の写し

経済省は申請を5営業日以内に検討し、申請書類の不備等がなければ、IPD が発行されることになっています。

(以上)